

市税等改正のお知らせ

昭和55年3月31日、地方税法の一部が改正されたことに伴い、昭和55年度の市県民税の所得控除額の引き上げと所得割税率適用区分の改正および個人均等割額の改正が行なわれ、また国民健康保険税の課税限度額などがつぎのように改正されました。



○市県民税

(1) 所得控除額

控除の区分	基礎控除	改 正	現 行
配偶者控除	二十二万円	二十一万円	
扶養控除	二十二万円	二十一万円	
老人扶養控除	二十二万円	二十万円	
寡婦控除	二十三万円	二十一万円	
勤労学生控除	二十六万円	二十一万円	
障害者控除	二十一万円	十九万円	
特別障害者控除	二十三万円	二十一万円	
老年者控除	二十一万円	十九万円	
同居老親等扶養控除	二十一万円	十九万円	
不動産取得税	五十万円を超える金額	五十万円を超える金額	

(2) 税率適用区分(抜き)

税率	改 正	現 行
一一三%	改 正 なし	
四%	四十五万円を超える金額	
五%	七十万円	
六%	一百三十万円	
七%	一百三十万円	
八%	二百三十万円	
	二百五十万円	

(以下略)

(3) 個人均等割額(年額)

区 分	改 正	現 行
道 府 県	二十四万円	二十二万円
その他の市町村	五百円	三百円

○国民健康保険税

○軽自動車税納税通知書の変更

昭和55年度から軽自動車税納税通知書の様式が変更され、あらたに軽自動車の車検の際必要となる納税証明書が、納税と同時に交付できるように加えられました。

住宅の取得と不動産取得税

(山梨県総務部税務課)

不動産取得税は、土地や家屋などを取得したときに、取得価格(取得のため、実際に支出した金額ではなく、土地や既存の家屋については市町村が備える、固定資産課税台帳に登録されている価格、新築家屋については、国で定めた評価基準によって評価した価格)の3パーセントに当る額を納めていたが、県の税金ですが、住宅との用地の取得については、税の負担を軽減する特例措置がありま

まず、建物について、税額にして十万五千円に当る額が、用地については、その土地を取得してから二年以内に住宅を建築すれば、税額から、最高四万五千円が控除されます。

この特例措置は、取得した日から六十日以内に、その旨の申告(用紙は県税事務所にあります)をしなければ受けられませんので、くれぐれもご注意願います。

なお、この表は、年間の納付額を月別・税目別に記入できますので、各月の納税準備をするのに大変便利な一覧表です。組合以外の個人の方でもご利用いただけますので希望者はお申し出ください。

① 納税通知書保存袋について
先般行ないました納税組合に関するアンケートのうち、税目別納税通知書保存袋については、「紛失・破損の場合だけ配布されたい」との回答が多くだったので、納税通知書を配布の際袋が必要な組合には税務課よりお届けいたします。

② 市税等納額表について
昨年に引き続き55年度用の納額表を印刷しましたので、利用される組合は税務課に必要枚数を申し出のうえお受け取りください。

なお、この表は、年間の納付額を月別・税目別に記入できますので、各月の納税準備をするのに大変便利な一覧表です。組合以外の個人の方でもご利用いただけますので希望者はお申し出ください。

都留市の気温

(前年比)

	55年3月	54年3月
最高気温℃	(30) 24.0℃	(30) 23.9℃
最低気温℃	(12)-3.9℃	(3)-6.3℃
平均気温℃	5.6℃	6.9℃
降水日数	1mm以上11日	1mm以上4日
降水量mm	126.5mm	60.5mm
平均湿度%	68%	65%

都留市消防署調べ () はその日

納税組合へのお知らせ